

保護者様

岡山県立林野高等学校長

登校時期についてのお願い

お子様は現在（ ）でお休みになっておられますが、これは学校保健安全法による学校で予防すべき感染症であり、生徒に感染するおそれのある間は、登校してはいけないことになっております。その間の基準は次のとおりですが、主治医に相談され、許可があった後に学校に来るようにしてください。登校の際は、下記の「治癒証明書」を医師に記入していただき、学校にご提出ください。

【学校感染症と出席停止期間の基準】

(第2種)

○インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで ※この用紙ではなく、「インフルエンザ罹患報告書」を提出すること
○百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
○麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
○流行性耳下腺炎	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
○風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
○水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
○咽頭結膜熱	主要症状消退後2日を経過するまで
○新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで ※この用紙ではなく、「新型コロナウイルス感染症罹患報告書」を提出すること
○結核・髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで

(第3種)

○コレラ ○細菌性赤痢 ○腸管出血性大腸菌感染症 ○腸チフス ○パラチフス ○流行性角結膜炎
○急性出血性結膜炎 ○その他の感染症（溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 手足口病 伝染性紅斑
ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎など）

※第3種の感染症は、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで出席停止の扱いとする。

※その他の感染症は、必要があれば学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる。

治 癒 証 明 書

年 組 番 氏名

上記の生徒は、(病名) のために

月 日から 月 日まで、安静加療中だったことを証明します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師氏名 印